
第8回江府町議会定例会会議録（第3日）

平成27年12月15日（火曜日）

議事日程

平成27年12月15日 午前10時開議

- 日程第1 議案第 130号 専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）
- 日程第2 議案第 131号 江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 132号 江府町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 133号 江府町多目的研修集会施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第 134号 江府町山村広場等に係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第 135号 江府町農林業資材保管施設等に係る指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第 136号 江府町特産品等生産加工施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第 137号 江府町簡易生産物提供施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第 138号 江府町消防施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 139号 江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 140号 江尾診療所レントゲン画像管理システム購入契約の締結について
- 日程第12 議案第 141号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第13 議案第 142号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第14 議案第 143号 平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第 144号 平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第 145号 平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第 146号 平成27年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

- 日程第18 議案第 147号 平成27年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第 148号 平成27年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第 149号 平成27年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第 150号 平成27年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第 151号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第 152号 平成27年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第 153号 江府町教育委員会教育長の任命について
- 日程第25 委員長報告
- （地方行政調査報告）
- （所管事務調査報告）
- （陳情等の審査報告）
- 陳情第3号 「集团的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」に反対するよう求める陳情書（総務経済常任委員会）
- 陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情（総務経済常任委員会）
- 陳情第7号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情（総務経済常任委員会）
- 陳情第8号 「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書（総務経済常任委員会）
- 日程第26 発議第7号 江府町議会会議規則の一部改正について
- 日程第27 発議第8号 江府町議会傍聴規則の一部改正について
- 日程第28 発議第9号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する意見書提出について
- 日程第29 議員派遣の件について

日程第30 閉会中継続調査について（議会運営委員会）

出席議員（8名）

1番 三好晋也 2番 竹茂幹根 3番 三輪英男
4番 川上富夫 5番 上原二郎 6番 越峠恵美子
7番 長岡邦一 9番 川端雄勇

欠席議員（2名）

8番 田中幹啓 10番 森田智

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 加藤泉

説明のため出席した者の職氏名

町長 竹内敏朗 副町長 白石祐治
総務総括課長 瀬島明正 財務担当課長 奥田慎也
人権同和对策担当課長 石原由美子 企画情報課長 池田健一
住民課長 山川浩市 福祉保健課長 川上良文
建設課長 梅林茂樹 農林産業課長 下垣吉正
奥大山まちづくり推進課長 加藤邦樹 教育委員会事務局次長 矢下慎二
教育振興課長 篠田寛子 会計管理者 森田哲也

午前10時00分開議

○議長（川上富夫君） おはようございます。

本日の欠席通告は森田智議員、田中幹啓議員の2名ですが、定足数に達しております。

ただいまより平成27年第8回江府町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第130号 から 日程第21 議案第150号

○議長（川上 富夫君） これから議案等に対する審議を行います。

本日の議案審議は配付のとおりであります。直ちに議事に入ります。

これから、議案等に対する審議を行います。本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。よって、一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1、議案第130号、専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）から日程第21、議案第150号、平成27年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上21議案を一括議題とします。

これから議案等に対する審議を行います。

日程第1、議案第130号、専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）議案第130号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第130号、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第2、議案第131号、江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

議案第131号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第131号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第132号、江府町税条例の一部改正について。

議案第132号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第132号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第133号、江府町多目的研修集会施設に係る指定管理者の指定について。

議案第133号の質疑を行います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第133号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第134号、江府町山村広場等に係る指定管理者の指定について。

議案第134号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第134号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第135号、江府町農林業資材保管施設等に係る指定管理者の指定について。

議案第135号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第135号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第136号、江府町特産品等生産加工施設に係る指定管理者の指定について。

議案第136号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第136号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第137号、江府町簡易生産物提供施設に係る指定管理者の指定について。

議案第137号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第137号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第138号、江府町消防施設に係る指定管理者の指定について。

議案第138号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第138号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第139号、江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定について。
議案第139号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第139号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第140号、江尾診療所レントゲン画像管理システム購入契約の締結について。

議案第140号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第140号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第141号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について。

本案は、地教行政法施行令第十二条の規定により、江府町教育委員会の意見を求め、12月10日づけで提案のとおり協議することが適当である旨、回答を得ております。

議案第141号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第141号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第142号、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について。

議案第142号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第142号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第143号、平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）。

議案第143号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第143号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第144号、平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

議案第144号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第144号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第145号、平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）。

議案第145号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第145号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第17、議案第146号、平成27年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

議案第146号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第146号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第147号、平成27年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第147号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第147号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第148号、平成27年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第148号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第148号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第149号、平成27年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第149号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第149号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第150号、平成27年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第150号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第150号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

これより、追加提出議案です。

日程第22 議案第151号 から 日程第24 議案第153号

○議長（川上 富夫君） 日程第22、議案第151号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 議案第151号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。本案は、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定める非常勤特別職の区分に、あらたに教育長職務代行の職を追加するものであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明いたさせますのでお聞き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川上 富夫君） 所管課長より議案の詳細説明を求めます。

総務総括課長。

○総務総括課長（瀬島 明正君） 失礼をいたします。議案第151号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案を1枚おはぐりくださいませ。本案は、本年10月からの教育長の空席に伴いまして、就任いただいております教育長職務代行の報酬につきまして、あらたに定めるものでございます。一部改正条例を付けさせていただいております。表の右側の改正前の下の方、別表第1に対しまして、左側の改正後の表に、区分としまして教育長職務代行、それから報酬の額として月額15万円を新たに追加するものでございます。但し書きといたしまして、第2条にこの職務代行の報酬額が適用するのは、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときということで限定いたし、その

際には教育委員としての報酬は支給しないとするものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行させていただきまして、適用を平成27年10月1日といたすものでございます。ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 議案第151号の質疑を行います。2番竹茂議員。

○議員（竹茂 幹根君） 教育長代行職務の月額報酬、15万ですね。この月額報酬15万を導き出したどういうあれによってか説明してくださいませんか。何を基準にしてか。

○議長（川上 富夫君） 答弁求めます。総務課長。

○総務総括課長（瀬島 明正君） 失礼をいたします。月額の15万円の算出のもとということでございますけども、常勤でございます教育長の月額報酬というのがございまして、こちらが5万8千円になります。これをまず時間当たりの報酬額ですね、これというものを算出しますと大体3,762円という格好になっております。教育長職務代行の勤務の実情といたしまして、非常勤ではございますけども、常勤の教育長職の仕事をやっていただくということで、大体週に2日くらいで、1日あたりフルではございませんけども、それでも5時間程度は出ていただかないと業務はこなせないというふうな実情がございまして。従いましてその週2日、1日5時間で1ヶ月あたり4週間ということで計算をさせていただきますと、それで15万というものを導き出しておるところでございます。

○議長（川上 富夫君） はい、分からんところがありますか。竹茂議員。

○議員（竹茂 幹根君） 追加、いいでしょう。1回だけ。

○議長（川上 富夫君） いいですよ、起立して。竹茂議員立てって質問してください。起立質疑。

〔「起立質問」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） いいですよ、起立して質問してください。

○議員（竹茂 幹根君） 今の教育長の月額が50何万いくら、それを日額にすると時間にすると、3千円いくらかいうことになると、それは8時間勤務における時間であると思うんですよ。だからこの分を1日8時間勤務において、加算して8をかけて大体15万ということを出したのか、それとも先程言われた週に2回そうして5時間程度出勤してもらって、そういう仕事をしてということであったんで、その辺の数字の報酬をですね、その辺のことからすると若干何をもとにしてやってるかということをもう1度。

○議長（川上 富夫君） もう1度、分からないということですか。分からないということで、総務課長。

○総務総括課長（瀬島 明正君） それでは計算式の方を申し上げたいと思います。まず教育長さ

んの方の月額報酬は先程申しましたように58万8千円でございます。この58万8千円の時間当たりの報酬額を計算する式としまして、一般職の給与等の時間当たりの金額を算出する式がございまして、それに準じて計算をしております。細かくなりますが、年間としての考え方でやります。時間当たりの報酬額を出します。ですので58万8千円を年間12月、それを年間の時間数で割るわけでございますが、その年間の時間数の求め方は、先程1日8時間と申されましたが1日は7.75時間でございます。ですから1週間38.75時間×52週、これは祝祭日を含めた時間数になりますので、これから年間の祝祭日の時間数を引きます。これは指定された計算式がございまして、465×60分の18というこれは決まったものがございまして、こちらの時間数を差引きます。これを先程の年間の報酬額をこの時間数で割るということにしますと、1時間あたり3,762円というものでございます。これが先ず1時間あたりの報酬額でございます。これに対しまして職務代行に就いていただいた方の月額報酬をどう計算するかということでございますが、先程申しましたように1日あたり5時間で1週間当たり大体2日の業務に就いていただかなければいけないということで、1ヶ月当たりの4週間ということで、3,762円×5時間×1週間当たり2日×4週間ということで、細かくは15万480円ということになりますが、15万円にするということで提案をさせていただいたところでございます。

○議長（川上 富夫君） はい、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第151号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第152号、平成27年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 議案第152号、平成27年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会

計補正予算（第2号）。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、予算の総額を471万円といたすものであります。補正いたします主な内容は、歳入においては財産収入310万円、歳出においては負担金補助及び交付金300万円、予備費10万円を増額いたすものであります。これは、中国電力の支障木の伐採補償費であります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。なお、主管課長の詳細説明は省略させていただきます。ご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川上 富夫君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

議案第152号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第152号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第153号、江府町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 議案第153号、江府町教育委員会教育長の任命について。任期満了により欠員となっておりました江府町教育長について、次の者を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。住所、鳥取県日野郡江府町大字洲河崎266番地。氏名、影山久志。昭和32年2月24日生まれ。なお、任期は1月1日より3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 議案第153号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第153号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川上 富夫君） 起立多数です。従って議案第153号は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第25 委員長報告

○議長（川上 富夫君） 日程第25、委員長報告。

閉会中に行われた地方行政調査特別委員会の調査報告を求めます。

委員長、上原二郎議員。

○議員（5番上原 二郎君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 上原議員。

○地方行政調査特別委員会委員長（上原 二郎君） はい。

地方行政調査報告書

1. 調査事件 (1) 観光の取り組みについて
(2) 地域活性化の取り組みについて
2. 調査地 (1) 熊本県阿蘇郡 南小国町
(2) 宮崎県東臼杵郡 諸塚村
3. 調査期間 平成27年10月13日から10月15日までの3日間
4. 調査者 特別委員会委員 川上 富夫、森田 智、川端 雄勇、田中 幹啓、長岡 邦一、三輪 英男、竹茂 幹根、三好 晋也、上原 二郎
副町長 白石 祐治
企画情報課課長 池田 健一

次のページに載っておりますがアンダーラインを引いて、いずれの調査地も九州の山の中とい

うことをごさいます。はぐっていただきまして、

5. 調査の概要

(1) 観光の取り組みについて

[目的] 地域創生に伴う観光の取り組みと、その現状を視察し江府町の施策に取り入れる為。

[調査日] 平成27年10月13日、

[対応者] 南小国町 町長 高橋周二、議長 平野昭夫、事務局長 下條孝治、まちづくり課 井野加奈、黒川温泉旅館組合代表理事 北里有紀

[町の概要] 南小国町は熊本市から西に車で1時間半の山あい位置し、面積116km²、人口4300人余りの町である。全国的に知られた黒川温泉をはじめとし、小国町を合わせると8か所の温泉地があり、多くの観光客が訪れている。少し写真が入れてあります。

[観光の取り組み] 南小国町は、江戸時代から宿場町として栄えていたが次第にさびれ、昭和56年当時は旅館数14軒で、宿泊客は増えず停滞していた。

昭和56年頃、旅館の後継者が世代交代となり都会に出ていた後継者がUターンし旅館経営を引き継ぐ例が多くなった。昭和61年、彼らは観光振興を考える中心となり露天風呂を作りこれが人気となった。その際2軒の露天風呂を持たない旅館をどうするか考え共生の考え方を根本にし、入湯手形により他の旅館の露天風呂を利用する方式が生まれた。

初年度は6千枚を発行した。一枚1200円で400円のシールが3枚貼ってあり250円は旅館の収入とし150円は組合の手数料とした。この入湯手形は大当たりし平成23年には240万枚を販売した。その年の旅館組合に入る手数料は1億8千万円に達した。

その年に至る経過の中で、昔からある日本の湯治場をイメージした様々な施策がとられている。自分たちで毎年植樹を行い2万本の木を植える・個人旅館の看板を撤去しイメージに合わせた共同看板の設置・旅館の下駄の統一・日曜朝市の開始・温泉観光シンポジウムの開催・日本で最も美しい村連合に参加・黒川温泉イメージCM開始・時代行列や色々なコンサートの開催など多くの施策がなされている。

マスコミにも何回も取り上げられ、総務大臣表彰・都市景観大賞・ハイサービス大賞・土木学会デザイン賞・アジア都市景観賞等多くの評価を受けている。

現在、29軒の旅館と30軒の商店があり400人がそこで働いている。中国、韓国など外国の観光客も多く、年間の観光客は、90万人を超え観光収入は80億円となっている。

今後の課題は、「地域が引き継いでいくものを守り、又そのための地域独自の人材育成」と伺

った。今までは、自主独立というスタンスであったが、今後は行政と歩調を合わせ、地域づくりのための観光産業に取り組むとの事であった。

(2) 地域活性化の取り組みについて

[目的] 地域活性化の取り組みの現状を視察し、江府町の施策に活かす為。

[調査日] 平成27年10月14日、

[対応者] 諸塚村 村長 西川健、議長 若本幸徳、産業課長 松村泰宏、事務局長 甲斐弘昭。

[取組概要] 諸塚村は、九州の屋根と言われる九州山脈の中に位置し、1,000m級の山に囲まれた標高100mから800mに88の集落が点在する村で、宮崎市まで車で1時間半の山村である。面積は187km²と江府町の1.5倍あるが、平地面積はわずかその1%という厳しい環境にある。四国の大歩危小歩危をもっとすごくしたような所でした。

昭和30年代には、当時日本一の塚原ダムが建設され、ダム景気に沸き人口8,000人いたが、昭和50年代には3,000人台となり平成27年現在は1,734人、高齢化率は41%と過疎高齢化に直面している。

明治40年に村是を制定し「林業を旨とする」ことを宣言し、当時から林業立村を目指してきた。林家の平均所有面積は20haであり、中規模林家による家族経営が主流となっている。昭和32年、村は四大基幹産業として林業・しいたけ・お茶・和牛を定め、相互に補完しながら生産に励む家族型の複合経営農林業を推進した。

平成2年、「村是である林業を守り又、地元に残る山の職員に役場職員並みの給与を与えたい」という、当時の町長の強い思いから、諸塚村・諸塚村森林組合・日向農協の3者により「ウッドピア諸塚」が設立された。基金10億1500万円のうち、10億円を村が出資した。現在従業員28名で・森林環境部門・畜産振興部門・資源開発部門・茶業振興部門の4つからなり、平成24年度の総売上高は1億5千万円となっている。

諸塚村の行政の大きな特徴は、村民との密接な結びつきである。村内に点在する88の集落を16の自治公民館に組織し、産業、教育、福祉などの課題に、高齢者、婦人、青年などが係り地域づくりに取り組んでいる。昔から、集落の結びつきが強かったが村民総参加による自治公民館活動は、「諸塚方式」と呼ばれ、昭和63年には天皇杯を受賞している。

下に図が描いてありますが、行政それから今言った公民館、婦人部等々の全てがこの図で分かります。

図にあるような全村をあげての組織を作り、毎月15日には連絡協議会、関係機関が会合を持

ち、事業を進めている。この組織率は、村民全員で100%の加入である。転勤で一時的に来た者も全て組織の一員として加入するという徹底ぶりである。

その成果は、村税の完納66年連続や選挙投票率県下常に1-2位などや、村民による道路の維持管理・原材料支給による道路舗装、文化・スポーツ活動など行政と村民が一体となった自治の在り方として高く評価されている。

平成17年、近隣5町村との合併協議会の調整協議が終了した段階で、行政、議会が16自治公民館に出かけ合併後の姿と、単独での姿を説明しほとんどの意見が今まで歩んできた村の在り方を選択し単独を望んだ為、合併はしなかった。

西川健 現村長は、今年4月の統一選挙で初当選されている。4月27日の西日本新聞記事では「村では40年ぶりの村長選で村政の変革か継承かをめぐって激しい論戦となった。諸塚村長選で初当選した西川氏は、村職員や副村長時代の実績を強調。林業立村の村是を受け継いで、林業を中心とした産業振興や道路網整備などに取り組む村政継続を訴えた。また一方は対抗馬の方ですが、中本氏は、村民との対話による村政の改革を強調し、若者や女性の意見を取り入れた雇用づくりや子育て支援などを訴えたが及ばなかった。ということで結果は、1125票対283票の大差であった。

西川村長は、「平成17年の豪雨による河川の氾濫で甚大な被害が起き、その復旧がようやく目途がついたところ。今後林業を中心とした産業を活性化させ人口減少を食い止めたい。」と述べられた。

[考察] (1) 観光の取り組みについて

今回説明を受けた黒川温泉旅館組合代表理事 北里有紀さんは300年続く「御客屋」の7代目女将として、30代の若さで黒川温泉を引っ張っていくというそのパワーが伝わる印象を受けました。20代でUターンしてから同じ年代の中で、どうしたら生き残れるのか、その中で「共生」という言葉が大きな力となって黒川温泉を変貌させたのではないかと感じた。

「御客屋」は13室の旅館であり、他の旅館もそう大きなものはなく皆が同じ視線で力を合わせられたのではないかと、又、失敗の話は聞けなかったが、失敗もありその中で「入湯手形」という大ヒットを生んだと思われた。

「入湯手形」はすべての旅館に利益が回り、組合、温泉通りにある商店、それを作る地域の老人会など多くの住民にメリットを与えその結果、また次の展開をみんなで取り組む、まことにうまい仕組みと感心させられました。

黒川町の町長は、42歳で今年の統一選で圧倒的多数で当選した方で、元商工会青年部部長で

コンビニを経営されているという事で、観光にはうってつけの方でした。又、議長は商店主であり元商工会長で町長の青年部時代の先輩という事でした。

今回の視察から、組織が機能することの重要性を強く感じました。本気で、本音で切磋琢磨出来る組織を作りそこで語り合えば、その中から何か出てくると感じました。北里理事長、高橋町長を見ると、熱意に勝る能力はないと思うと同時に、江府町でもこの熱意を持つその仕組みが必要と考える。

(2) 地域活性化の取り組みについて

諸塚村は、江府町の25年後2040年の推計である人口1,800人に近い数字であり、その時の町の状況を肌で感じる事が出来た。

議会事務局長甲斐弘昭さんは登山が趣味であり昨年も仲間と共に冬の大山に登られ、数日前は南アルプスに行っていたとの事だった。村の状況を良く知っておられ色々なことを聞く事が出来た。

宮崎市まで遠く、通勤が出来ないため村を離れ外に出て働くか、村に残りここで仕事をするか、どちらかしかないと言う状況の中で、村はここで暮らす人の為に手厚い支援を行っている。例えば、

- ・ 林業で生きるための大きな投資や助成。
- ・ 平地がないため山を削り借家を立て、家賃1万5千円で提供。
- ・ 点在する集落のため3つの小学校の維持と通学支援。
- ・ 山仕事の端境期のための園芸ハウスの建設(約10億円)

その他、まだ色々取り組まれているが、この町に残る為ならあらゆる方策をとるといような姿勢を感じた。その際、その支援なり補助が一部の人が対象になる訳ですが、自治公民館組織を使い村民の理解を得て行うので、次は自分のとこかなという感じがあり同意が得やすいとの事だった。

今後、町民参加で作った「まち・ひと・しごと創生戦略」に沿って、まちづくりを進めるわけであるが、その際最も重要なのは、常に住民と接し住民のニーズを的確に把握し施策に反映するかが重要であり、その為の仕組みや組織をきちんと確立すべきだと強く感じた。

.....
以上です。

○議長(川上 富夫君) ただいまの調査報告について質疑がありましたらお受けします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川上 富夫君） ないので、以上をもって委員長報告を終わります。

次に、閉会中に行われた各委員会の町内所管事務調査の報告に入ります。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

副委員長、三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 3番、三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君）

平成27年12月15日

江府町議会議長 川上 富夫様

総務経済常任委員会副委員長 三輪 英男

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので、報告いたします。

1. 調査事項
- ①サントリー（株）天然水奥大山ブナの森工場
 - ②市民農園カサラファーム
 - ③下蚊屋発電所（小水力）
 - ④奥大山農業公社
 - ⑤道の駅「奥大山」
2. 調査期間 平成27年11月12日
3. 調査者
- | | |
|---------|---------|
| 江府町議会議員 | 田中 幹 啓 |
| ” | 三 輪 英 男 |
| ” | 上 原 二 郎 |
| ” | 竹 茂 幹 根 |
- 立 会 者
- 奥大山まちづくり推進課
 - 農林産業課、建設課
 - サントリー（株）
 - 道の駅「奥大山」
4. 調査内容 別紙のとおり

（別 紙）

調 査 報 告

(1) サントリー（株）の第二期増設事業計画及びその他について

- 増設事業概要でございます。着工2016年3月予定、竣工2017年 春予定、投資額約88億円、生産可能商品といたしまして、サントリー奥大山の天然水、スパークリングウォーター、フレーバーウォーター、生産能力1,000万ケース/年間
- その他、第二工場の建設に伴う職員の募集状況について、第1次募集定員4名に対して、現在55名の応募があり予想を大幅に超える状況となっております。最終的には20名の募集定員が見込まれておられます。

尚、配送関連の日本通運には応募が現時点では少なく憂慮されておられるとのこと。

- 大山開山1,300年を記念して、奥大山のブランドを全国に発信することにより、江府町・鳥取県・地域企業・鏡ヶ成のラインを強化し、奥大山水工場のアンバサダー（親善大使）を地元・地域への出前授業を通しながら未来のファンづくりとして、自治体・企業・学校等に積極的にPRを図っていききたい。

「考 察」でございます。市民農園カサラファームとのコラボ、江府町に対する情報提供し、江府町に住んでいることによるお互いのメリットを共有するほか、サントリー新聞の発行によって広報の拡大化が可能となり、今以上の職員の地元採用を今後とも積極的に対応していただきたい。日本通運の職員募集にたいしては、労働、職場環境を十分に説明されきめ細やかな、情報提供をアピールしていただきたい。

(2) 市民農園カサラファーム

地域おこし協力隊員 生田省二氏の掲げる3年計画は次の通りでございます。

- 1年目（平成27年7月～平成28年3月）生活の基礎作り・石油ストーブから薪ストーブへの転換・野菜等の作付実験・地域住民との繋がりを作る・営業準備（食堂、物販）
- 2年目として（平成28年4月～平成29年3月）自力での収入源作り・イベント開催、食堂での営業、物販など・薪の販売、加工販売・1年目の失敗を成功へ・ボランティアとの連携・作付実験
- 3年目（平成29年4月～平成30年3月）2年間の経験を元に軌道にのせる・平成30年4月より自力での運営、生活への準備・作付実験・新しいスタイルの開始（コミュニティ、シェアハウス）

「考 察」としまして、自活するための行政との協調、認識の共有を大切と考えられる。市民農園は現在提供しておりませんので、ホームページの作成を他の協力隊と連携しながら構築して

しっかりと対応すること。有機農業の推進（乳酸菌）を目指しているため、地域（集落）とのコミュニティの確立が大切と考えます。冬場の対応が一番大切なポイント、市民農園カサラファームの名称変更も考えて、新たなイメージチェンジをしていかれるのも、今後の成長戦略のキーポイントと思われます。行政のこまめなサポートが重要と考えられます。

（３）奥大山農業公社

○平成２７年度事業見込み

高齢化、担い手不足等により営農困難な農家の農作業を受託し、併せて農地を担い手農家へ斡旋し農地を集積することにより、農地の保全と効率的な農業経営の推進を図るとともに、自らが農地を借り受け、営農し江府町の農地の保全につとめる。正規職員３名、嘱託職員１名と研修生２名（県事業・農林水産コラボ研修支援事業の終了の５月まで）、と研修生１名（町事業：地方創生事業（農の雇用）を６月～１１月）と地域おこし協力隊２名で事業を実施しております。

本年から新たに「果樹・新甘泉」を試験的に取り組み（本年度は、棚作りと苗の育苗）に取り組み江府町内の果樹事業の可能性を確認する。

事業実績の見込みでございます。農作業等受託事業の見込み、２７年度は１，８５４万３千円。右側の方は前年度の数字でございます。２として農業経営事業収入の見込み、５１３万８千円。３番目、農業経営合理化の促進及び農業後継者の育成事業収入見込、７５万。４番目、公共施設等維持管理事業収入の見込み、４０万８千円。５番目、その他事業、除雪作業・農業機械の利用促進収入見込、１７０万。６番については、調査時点では未定でございます。特に大きく減少しております２の落ち込みが、従来水稻の作付面積５７０aを２９７aに減少させたことによる数値でございます。

「考 察」 行政と公社職員との意見交換の場を構築されたい。農業公社のあり方について、行政・議会・農業委員会において真剣に議論し解決策を見いだして頂きたい。新甘泉の収穫が早急に実現できるように鋭意努力されたい。コンニャクの収穫は過去の経験を活かし積極的に対応されたい。コンバイン等の農機具購入にあたっては必要に応じて補助されたい。

（４）下蚊屋発電所（小水力発電）

「概要」でございます。最大出力１９７kw、年間発電可能量１，５３６MWh（約４３０世帯相当）、最大使用水量０．５１m³/sec、有効落差５１．０４m、形式 横軸フランシス水車、耐用年数２０年、運用開始 平成２７年７月から行われております。造成事業名 地域用水環境整備事業、総事業費３億４，３９０万円、施設管理者 大山山麓地区土地改良区連合、売電

価格 月上限197kwまで36.72円、これが200kwを超えますと、大幅にダウンしまして、25.00円という数字になっているようでございます。年間売電総金額約5,000万円、1市3町配分金がその内、約2,000万円江府町の配分金として1.28%、残り約3,000万円が積立金、固定資産税(償却資産税)5,000万円に対する税率をかけたところが、江府町の歳入分として適用になります。

「考 察」 下蚊屋ダムは、自然の力を利用した、クリーンなエネルギーで、大山を取巻く江府町から大山町までの畑地かんがい目的ですが、ダムからの河川維持放流水を利用して発電を行うのが下蚊屋発電所です。固定資産税の歳入分を町政に生かされたい。

(5) 道の駅「奥大山」 「平成27年4月～10月までの7ヶ月」の状況の報告です。

《マルシェ館》 総売上5,320万円、客込の状況でございます。来客数13万1,600人、月平均1万8,800人、一日平均630人、レジ通過客数延べ4万7千人、客単価1,130円、従業員数20名(パート含む)、その他事項、野菜(市場仕入は7月をもって中止されております。) レストランは回転数1.5回

《みちくさ館》 総売上1,610万円、これは道の駅完成による相乗効果、惣菜など新商品の提供により前年同期との対比で約40%の売上増につながった。客込の状況 来客数7万1,400人、月平均1万200人、一日平均340人、レジ通過数延べ2万6千人、客単価620円、従業員数2名(パート含む)、会員数が90名

「考 察」 道の駅「奥大山」のプレオープン・グランドオープンから半年ほどが経過した現状から、当初の計画に近い業績を上げておられ、関係者の努力による賜ものと思われま

す。今後の課題として、監視カメラをはじめとしたセキュリティ対策を万全におこなうこと。道の駅として、食べる物でアピール性の高いものを提供できること。冬季中のスキー客の為に案内板設置の充実を図られたい。来年オープンする日南町の道の駅と協力体制を構築されたい。

.....
以上です。

○議長(川上 富夫君) ただいまの調査報告について質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 富夫君) ないようでありますので、次に、教育民生常任委員会の報告を求めます。
委員長、越峠恵美子議員。

○教育民生常任委員会委員長(越峠 恵美子君)
.....

平成27年12月15日

江府町議会議長 川上富夫様

教育民生常任委員会委員長 越峠恵美子

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので、報告します。

1. 調査事項
(1) 江府中学校
(2) 子供の国保育園
(3) 江府小学校
(4) 社会福祉法人「尚仁福祉会」
(5) 社会福祉協議会
(6) 介護老人保健施設「あやめ」
(7) 江尾診療所（医科・歯科）
2. 調査期間 平成27年11月5日
3. 調査者 江府町議会議員 越峠恵美子
 " 三好晋也
 " 川端雄勇
 " 長岡邦一
 " 川上富夫
 立会者 教育委員会
 江府中学校
 子供の国保育園
 江府小学校
 社会福祉法人「尚仁福祉会」
 社会福祉協議会
 介護老人保健施設「あやめ」
 江尾診療所（医科、歯科）
4. 調査内容 別紙のとおり

.....
調査報告。調査内容。

- (1) 江府中学校

今後の生徒数の推移予測

平成27年全生徒数は61名であるが平成31年度から60名を割り込み10年後の平成37年度は41名と大幅な減少が予測される。

生徒の状況 いじめ、不登校生徒はなし

学習状況 平成27年度全国学力・学習状況調査結果は国語・数学・理科ともにおおむね良好な結果で全国平均を上回っている。また規範意識が高く、自己肯定感を持つ生徒が多い。塾に行く生徒は3年生は半数位である。

特色ある取り組み 学習補充の日として水曜日に行きたい教科の所で学ぶ日を決めている。

図書室の状況 平成26年度蔵書冊数4457冊、貸出冊数1208冊と年々増加している。

(考察) 学習補充の日を決めていることにより成果が上がっているので継続されたい。通学路の街灯の増設、登下校時の歩道の除雪等安全な通学路の確保をされたい。また、学校図書館専門職員の配置については小・中学校それぞれ1名ずつとし常勤体制になるよう検討されたい。部活については生徒数も減っている所以他校と一緒にするのも一案である。

(2) 子供の国保育園

今後の子供の数の予測 平成27年度は町内児童数90名で園児数は平成27年11月現在71名(内、広域入所3名)である。

老朽化による施設の状況 昭和54年4月開設以来37年経過、修繕を重ね、園児に危険のないよう気を付けている。

園児の状況・保育と学習の様子・特色ある保育 3歳以上児は2クラス(42名)3歳未満児は3クラス(29名)未満児は年齢別保育により、個々の発達状況に合わせて行っている。年長児においては、昼寝をせず年間を通して午後に年齢別保育を行っている。環境保育・テーマ保育・異年齢保育・食育活動を行っている。

園からの要望 個別対応の必要な児童も増え、3歳児未満の途中入所や里帰り出産等の入所希望が多くなっている状況にも対応できる保育園としたい。

(考察) 年齢別発達過程においてそれぞれの特徴を生かしながら町内地域との交流等人間関係、食育等きめ細やかな配慮をされて生きる力を育てられたい。施設が老朽化しているので早急に改修を検討されたい。保育園の人的体制を整えられたい。

(3) 江府小学校

今後の児童数の推移予測 平成27年度児童数100名、平成28年1月転入予定者5年女子1名、6年女子1名、全校児童数102名、来年度入学予定者19名、全校児童数98名(1

月の転入生を含みます) 29年以降はやや減少傾向で平成31年は80名と予想される。

施設面での状況 プールはトイレと更衣室は老朽化が進み体育館のトイレ、更衣室を利用している。また、床面の損傷部分が拡大している。運動場、高低差が6cmある。現在運動場のトイレは閉鎖。更衣室は倉庫として利用している。

通学状況 徒歩通学者29名、バス通学者71名(約71%)登校下校指導、新年度当初は学校支援ボランティアによる下校指導、定期的に交通安全指導員の登校下校指導、毎朝、日直職員、保護者による登校指導、毎週水曜日の集団下校時に安全主任による交通安全全体指導を実施。

児童のいじめ、不登校児童の状況 継続的ないじめはないが児童の様子については「子供を語る会」を設定し、情報共有のもといじめ等の未然防止につとめている。また、不登校傾向の児童は5年生男子1名。保護者送迎、木曜日教育相談員が対応。毎月1回保護者懇談会を実施。

夏、冬休み中や放課後の対応は 夏休み中は、子供教室参加者66名、冬休みはありません。放課後、子供教室参加者44名(44%)。放課後活動・水泳練習、陸上練習、音楽練習等。バス待ち児童・図書室で読書や個人学習、水曜日は明道児童館で実施しています。

図書室の状況 本の蔵書数、26年度購入・寄贈合わせて約300冊、27年度蔵書数は、7010冊です。

読書力について 読み聞かせの継続・朝読書、親子読書 *読み物を楽しむだけでなく、学習活動に図書を活用し、学びたいと思ったときに「調べ」・「読む」という姿を目指したい。

P T Aからの要望 学校運営関係①プール更衣室の新設②屋外倉庫トイレの閉鎖とプールトイレの新設③大型テレビ及びタブレット端末の増設④給食センター移転後の空きスペースの有効活用⑤図書室環境の整備

学校からの要望 1、引き続き学習支援員および少人数学級のための教員の配置。2、学校図書館専任職員の常勤体制の確立。3、学校主事についての継続的な配慮。4、冬季間の登校・下校時の早期除雪による安全な通学路の確保。

(考察) プール施設が設置から42年経過し、老朽化がかなり進んでいる。児童の安全確保の上からも早急に対応を図りたい。また、町長要望事項にもあるように給食センター移転後のスペースを多目的教室として整備されたい。

(4) 社会福祉法人(尚仁福祉会)

平成26年度決算状況 経常収入 約3億950万円、経常支出 約3億295万円 経常活動資金収支差額654万円である。

今後の展望 平成24年度の鳥取県社会福祉法人監査における改善命令後、尚仁福祉会と名称も変更し、社会福祉法人としてあるべき姿に邁進しようと考えている。介護保険サービス事業については、平成28年度から介護老人保健施設「あやめ」の指定管理受託運営を行う。

障害者事業について 平成28年度から旧老人福祉センターを使用して障害者支援事業を開始する予定である。特別養護老人ホーム及びグループホーム入居者、待機者状況 入居者50名（定員50名）待機者44名、グループホーム入居者9名（定員は9名）待機者6名、役職員計80名です。

（考察） 地域の福祉やまちづくりに関する集りイベント等へ今後も積極的に参加されたい。また、イベント時路上駐車が多いので対策を考えられたい。

（5）社会福祉協議会

現在の運営状況、ケアマネージャー3名、ヘルパー5名（内、准看護師1名）運転手1名、事務員2名（内、事務局長1名）計11名。

各サービスの利用者数の推移と事業状況、（1）訪問介護事業、毎月平均26名の利用者があった。平成26年度は25年度に対し約210万円の減収であった。（2）訪問入浴介護事業、週2回サービスを提供した。年間を通しての利用者は1名、年間利用者数延べ17名、訪問回数115回（3）居宅介護支援事業、介護 年間延べ1172名、予防 年間延べ297名（4）在宅介護リフレッシュ事業、在宅介護者を対象に6月と3月につどいを開催した。

収支のバランスと基金の状況、経常収入6,071万5千円、経常支出、6,124万2千円、経常活動資金収支差額52万6千円。基金明細、福祉活動積立金1,308万1,407円、基本財産特定預金3,500万円、合計4,808万1,407円。

職員の労働環境、ヘルパーの高齢化、ケアマネージャーの対象者の増加等により専門職の補充が必要であるが人件費の余裕がなく、ゆとりのある人員体制が取れない状況にある。

移転後の状況、まちなかサロンとして開放している部分については、認知度が徐々に上がってきており利用者が増えてきている。また、地理的にも大変便利である。

現在の課題、ケアマネージャー、ヘルパーの尚仁福祉会への移行について、利用者から不安の声がある。

社会福祉協議会からの要望、①人件費の全額補助②事務所の買い取り（若干の改築をし、認知予防等の事業を展開したい。）③現在、郵便物（老人クラブ、身障協会、遺族会）をヘルパーの訪問時にほとんど依頼しているが、来年度より、ヘルパー業務の廃止により郵送料の負担増分を町で補助していただきたい。

(考察) ケアマネージャー、ヘルパーの尚仁福祉会への移行については、利用者から予想以上の不安や疑問が多数寄せられている。町も利用者に周知することが、必要と考える。また、事故やトラブルのないよう新旧の担当者の訪問による引き継ぎも徹底されたい。

(6) 介護老人保健施設あやめ

平成27年度 事業計画 ①実施事業、介護老人福祉施設 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護入所定員80名 短期入所(介護・予防)空室利用・10名程度②事業計画、利用者の確保により安定した経営基盤を確立する。サービスの質の向上。施設サービス計画の充実。リハビリテーションの充実。効率の良い経営。地域に根ざした施設を目指す。家族関係へのサポート体制の強化。喜ばれる食事の提供。

平成27年度通所リハビリテーション事業計画 ①実施事業、通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 通所 30名 ②事業計画、リハビリテーションの充実。安全な送迎の実施。看護・介護の充実。レクリエーションの実施。サービスの質の向上。喜ばれる食事・おやつの提供。利用者確保。地域に根ざした施設を目指す。

事業別利用状況(平成27年10月実績)・入所、月末人員71名(稼働率103.5%)・短期入所、利用者数13名。1日平均利用者数2.5名(稼働率24.8%)・通所リハビリテーション(平成27年10月実績)、利用者数70名(稼働率72.2%)

職員数 医師1名、看護師10名、介護士42名、理学療法士4名、管理栄養士1名、介護支援専門員1名、支援相談員2名、事務員5名 計66名

(考察) 昨年度は約5千万円の赤字決算となった。平成27年度は新しい施設長を迎え本来の老健施設の役割を果たすべく施設での看取り、要介護度の高い方も積極的に受け入れ、営業も行った結果現在満床となり待機が20名となっている。経営も安定の方向に向かっている。今後も精一杯努力されたい。

(7) 江尾診療所

・診療科内科、外科、整形外科、歯科口腔外科 内科は19年目、歯科は12年目

・職員体制 医科 医師1名、看護師4名、事務職員6名。歯科口腔外科 歯科医師1名、歯科技工士1名、歯科衛生士3名、歯科助手1名、事務職員1名。計18名

・診療報酬及びレセプト件数の推移

(医科)診療報酬(月平均)平成25年9,574,895円、平成26年9,271,575円。レセプト件数 平成25年916件、平成26年897件。診療報酬、レセプト件数ともに年々、減少傾向にある。

(歯科) 診療報酬(月平均)平成25年4, 287, 136円、平成26年4, 830, 652円。レセプト件数 平成25年363件、平成26年400件。

(考察) 医科では27年度は診療報酬及びレセプト件数がやや減少傾向にあり、その要因として人口減と高齢化により1人当たりの診療時間が掛かると思われる。歯科口腔外科は12年経過し、機械も12年が経過しているので検討されたい。武地医師の負担軽減と医師2人体制を早急に確立されたい。

.....
以上です。

○議長(川上 富夫君) ただいまの調査報告について質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 富夫君) ないので、以上をもって委員長報告を終わります。続きまして、陳情等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。まず、閉会中の継続審査となっておりました(陳情第3号)集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」に反対するよう求める陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員会副委員長、三輪英男議員。

○議員(3番 三輪英男君) はい。

.....
陳情書等の審査報告

審査の結果

1、不採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第3号) 集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」に反対するよう求める陳情書

(2) 理 由 戦後70年を経過して、日本近海の資源確保の激化はもとより国際情勢の激変により、自国を守る手段としての「安全保障関連法案」の必要性が高まったと判断し、不採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成27年12月15日

総務経済常任委員会副委員長 三輪 英男

江府町議会議長 川上 富夫 様

以上でございます。

- 議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。
陳情第3号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔手を挙げる者あり〕

- 議員（竹茂 幹根君） 議長。
○議長（川上 富夫君） はい、賛成討論反対討論。
○議員（竹茂 幹根君） この不採択に反対。
○議長（川上 富夫君） 反対討論ですね。はい、反対討論、竹茂幹根議員。
○議員（竹茂 幹根君） 委員会では一応不採択となっておりますけども、この陳情について私は議員として不採択に反対するものであります。理由、今までずっと継続審査になっておって、継続審査の理由は、国会で審議中であるからと、だから継続審査というわけであったことですが、法案は通っております。この陳情は法案がまだ通らないときの陳情ではあるんですけど、今委員会で一応まとめた内容は、戦後70年を経過して、日本近海の資源確保の激化はもとより国際情勢の激化により、自国を守る手段としての安全保障関連法案、こういう不採択の理由が記されています。この集団的自衛権の関連法案というのは、国会で決議されるまで非常に討論、論議されております。今でも更にそのことについて論議され色々運動がなされております。私は、やはりこの集団的自衛権つまり自衛隊を海外に派遣して、鉄砲を持って自国が危険にさらされるとするならば、そこにおいて自衛手段を用いるということが出来る法律である。海外に於いて武力行使をするっていうことは、憲法9条の規定によってもはっきり明記されておりますし、国会で自民党からの推薦であった憲法学者の名前は忘れちゃったけれども、その人においてすら憲法違反であると、憲法学者5人か何人かがそういう国会で意見を述べたときに憲法違反であるとまで言っている法案であります。やはりイスラム国ですか、イスラム国家の中において非常にテロが起こっているわけですけども、新聞あるいは週刊誌のあれですけども、もうすでに日本もテロの（「短く反対討論しないや、ちょっと長いで」と呼ぶ者あり）

- 議員（竹茂 幹根君） 議長。
○議長（川上 富夫君） 続けて下さい、ただ時間的にも反対討論も含めて。
○議員（竹茂 幹根君） そうということがあって、やはり私はそういう面からして不採択というこ

とはそのことについて反対である、従ってそれをもめたことが賛成であるというふうに受け止めやすいんです。従って私は国会でそういうふうに通っているということであるとするならば、継続審査でいいんじゃないか。不採択というのはそれを賛成であるということで受け取らざるを得ません。だから私はこの不採択でなくして、あくまでもずっと継続審査という形での処置がいいんじゃないかというふうに思うところであります。

○議長（川上 富夫君） 次に賛成討論を求めます。

5 番、上原議員。

○議員（上原 二郎君） この安全保障関連法案は今、竹茂議員が言われたように国民の意見を二分しております。それは我々も十分承知していて判断に迷ったわけですが、それで継続審議として十分な考察をしてきたわけですが国会でこの法案が通り、またこの理由にも書いてありますが近隣諸国の動向、国は挙げませんがそういう非常に危険な状況ないしは海外での日本人の危険な場面も想定されます。そういうことを考えれば、やはり日本国を守るためにはこれを通しておかないと、いざというときにそれから法律を緊急的に作るということでは間に合わないという考えから、私はこの陳情には不採択ということで良いと思います。以上です。

○議長（川上 富夫君） はい。次に原案に反対討論があれば求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 次に原案に賛成討論があれば求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、これで討論を終結します。

これより、採決に移ります。

採決は、起立によって行います。

不採択に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川上 富夫君） 起立多数。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。不採択いたします。委員長の通り決しました。

続きまして、陳情第6号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会副委員長、三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） 3 番、三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君）

.....
陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第6号) 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める
陳情

(2) 理 由 国の制度の瑕疵により、担税力・生活実態にそぐわない形で、課税の不公平が生じており、厳格に課税される日本人のみの世帯との格差が大きくなっている現状から趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成27年12月15日

総務経済常任委員会副委員長 三輪 英男

江府町議会議長 川上 富夫 様

.....
○議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第6号について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

陳情第7号、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会副委員長、三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） 三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君）

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第7号) 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情

(2) 理 由 ヘイトスピーチを行う団体は繁華街等で拡声器を使って、増悪を煽る言動は日本の社会問題として、深刻化している。あまりにも常軌を逸した人種差別を規制する声が上がっており、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、国際社会に於いても問題視されかねないと判断して採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成27年12月15日

総務経済常任委員会副委員長 三輪 英男

江府町議会議長 川上 富夫 様

○議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第7号について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続きまして、会期中に付託した陳情第8号、「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書を議題とします。審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会副委員長、三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） 三輪英男議員。

○総務経済常任委員会副委員長（三輪 英男君）

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、継続審査とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第8号) 「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書

(2) 理 由 沖縄県民の心情を考慮しつつも、現在「行政代執行」をめぐる国と沖縄県が訴訟中でもあり、この推移を見守っている状況下であるので、継続審査とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成27年12月15日

総務経済常任委員会副委員長 三輪 英男

江府町議会議長 川上 富夫 様

.....

○議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第8号について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔手を挙げる者あり〕

○議長（川上 富夫君） はい。反対討論ですか。継続審査が反対討論。

○議員（竹茂 幹根君） 継続審査であるから私は採決をすべきだ。

○議長（川上 富夫君） 反対討論ですね。では反対討論を求めます、2番、竹茂議員。

○議員（竹茂 幹根君） 先程も言いましたように、この委員会での継続審査の理由の提案に、沖

縄の県民の皆さんの心情はあれしつつも、訴訟となっているということからそれを見守りたいということで継続審査という理由がなされております。私は先程言いましたように、そういうことであっても今の辺野古のあの海の自然、こういうものが失われてしまったら元に返すことが出来ません。基地はこの間言っていました、例えばそういうことを言えば、あれがあるかもしれないけれども、福島県の放射能で住めない土地がある。そこの所に基地をそうしたら人がいけないということになるんでしょうけども、そういうところに基地をしたらというような意見を言っておられた人もありました。それも考え方だなと思います。だから、辺野古の自然の海を破壊して基地にするってことは非常に文化財産を無しにしてしまうわけです。だから辺野古の海を残す、その為に沖縄の皆さんもそこの基地を反対しておられるわけです。だから議会に於いても意見書を提出することは出来るわけです。そういう意味に於いてこの陳情にありますように、そういう意味に於いて採択をして辺野古に基地を作らないということを私は本議会に於いて採択をすべきであるというふうに思います。

○議長（川上 富夫君） 賛成討論があれば求めます。

5 番、上原議員。

○議員（上原 二郎君） 先程と同じでこれも竹茂議員が言われたような議論があり、意見が分かれているということだと思います。現在、国と沖縄がお互いに訴訟をしているというような状況、それから一方で現在の基地は非常に民家が近くて非常に危険であると、そのために出来るだけその危険を除去しようということが前提であって、日米安保条約の中でアメリカの意向も考えながら相手があることですので、沖縄が全てではないんですが、その中でなんとか現在の危険を除去するために辺野古に移すという案件です。現在そういうことで沖縄以外にもしあって、その地域が本当に受け入れてそれが日米安保条約にとって良いということであれば、それが1番良いことでもありますが、前政権もそれでなかなか解決しておらず、非常に問題になっております。また、自民党政権にもなっておりますが、実際には非常に大変なことだと考えております。よってこれについては、もう少し時間をかけて議論したいということで継続で良いと思います。以上です。

○議長（川上 富夫君） はい。他に反対討論がありましたら求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 無いので他に賛成討論がありましたら受けます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 以上で討論を終結します。

採決を行います。

只今、委員長報告の通り継続審査とすることに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（川上 富夫君） 賛成多数であります。よって委員長報告の通り決しました。引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたします。

日程第 2 6 発議第 7 号

○議長（川上 富夫君） 続きまして、議員発議として日程第 2 6、発議第 7 号、江府町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

上原二郎議員。

○議員（上原 二郎君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） はい、上原二郎議員。

発議第 7 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

江府町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び江府町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

（提出の理由）

議会における欠席の届け出の取扱いに関して、社会情勢など勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものである。

はぐっていただきまして、右側に改正前、左側に改正後となっております。議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。附則、この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

以上です。

○議長（川上 富夫君） 発議第7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第27 発議第8号

○議長（川上 富夫君） 日程第27、発議第8号、江府町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

上原二郎議員。

○議員（上原 二郎君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） はい、上原二郎議員。

.....
発議第8号

平成27年12月15日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 上原 二郎

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

江府町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江府町議会会議規則第14条の規定により提出します。

（提出の理由）

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについては削除するものである。

はぐっていただきまして右が改正前、左が改正後であります。つえという文言を削除してあります。附則この規則は、平成28年1月1日から施行する。

.....

以上です。

○議長（川上 富夫君） 発議第8号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第8号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....

日程第28 発議第9号

○議長（川上 富夫君） 日程第28、発議第9号、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する意見書提出について

提出者の説明を求めます。

三輪英男議員。

○議員（3番、三輪 英男君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） はい、三輪英男議員。

○議員（3番、三輪 英男君）

.....

発議第9号

平27年12月15日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 三 輪 英 男
賛成者 江府町議会議員 田 中 幹 啓
賛成者 江府町議会議員 森 田 智
賛成者 江府町議会議員 上 原 二 郎
賛成者 江府町議会議員 竹 茂 幹 根

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し

処罰する法律の制定に関する意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第7号、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し、処罰する法律の制定に関する陳情を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....
人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する意見書（案）

我が国では、これまで外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んできたところであるが、昨今、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっている。

最高裁判所は平成26年12月9日付けの決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約で禁じられた人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

また、平成26年8月28日に国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、ヘイトスピーチを監視し対処するための措置が、抗議する権利を奪う口実として使われるべきでないとして述べつつも、ヘイトスピーチ等から保護する必要がある社会的弱者の権利を擁護する重要性を指摘している。そして、ヘイトスピーチを行った個人や団体を捜査し、必要な場合には起訴すること、また、ヘイトスピーチを広めたり、増悪を扇動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとること等が勧告された。

よって、国会、政府におかれては、このような国内外の情勢を踏まえながら、ヘイトスピーチに対する早急な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

鳥取県日野郡江府町議会

○議長（川上 富夫君） 発議第9号の質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第9号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第29 議員派遣の件について

○議長（川上 富夫君） 続きまして、議長発議として日程第29、議員派遣の件について。

江府町議会会議規則第127条第1項に係る議員派遣1件について、お手元に配付のとおり行いたいですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） よって、1件の議員派遣を行うことに決しました。

日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（川上 富夫君） 日程第30、閉会中の継続審査についてをお諮りします。議会運営委員会から議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営に関する事項につき閉会中継続調査申し出があり、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（川上 富夫君） お諮りいたします。本定例会の会期に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会とすることに決定いたします。

以上をもって平成27年第8回江府町議会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

午前11時05分閉会
